

# 市之川公民館だより

平成 27 年 9 月号  
 (No.501 号)  
 発行；市之川公民館  
 西条市市之川 6678-1  
 Tel&Fax； 56-3300

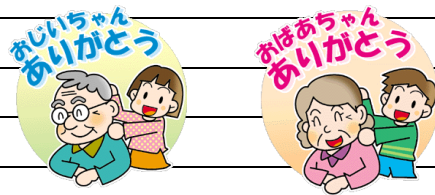
## 9 月 長月 (ながつき)

暑い暑い夏が終わろうとしています。あまり台風も来ず、晴れの日が続いた夏でした。最近やっと朝夕が涼しくなってきました。9月はどうなるのでしょうか？まだまだ暑い日が続くのでしょうか？皆様には、これまで同様、こまめに水分補給を行い、熱中症にかからないよう十分お気をつけください。

今月も、皆様お元気でおすごしください。

### 《9月の行事予定》

日	曜	行事・時刻・場所
13	日	カラオケ会 10:00～ 集会室
20	日	敬老会 11:00～ 集会室
21	月	祝 敬老の日
22	火	国民の休日
23	水	祝 秋分の日
27	日	山間部カラオケ大会 10:00～ 大保木公民館 会費1000円



### ※西条地区軽スポーツ体験教室のご案内

日 時 9月27日(日) 19時～21時  
 場 所 西条東中学校体育館  
 種 目 シャフルボード  
 対 象 者 小学4年生以上の方(先着40名)  
 申込方法 9月16日(水)までに、市庁舎新館スポーツ健康課へ、専用の用紙を提出する。

## 文 芸 欄

- ナツメロで 若き日のころ なつかしき
- 枝豆で ビール飲み干し 初秋の風
- 愛犬も 舌を出しての 散歩道
- 足腰も 痛いと言えば 子笑う
- セッコクの 春秋二度の ピンク色
- 電線の ツバメ帰りし 秋の風
- 作物に 一雨欲しい 夏日和
- 山間部 年に一度の 歌仲間
- いつまでも 平和の日本 ありがたや
- てふてふの 舞いて遊びて 市之川
- 前撮りの 伊曾乃の杜の 蝉時雨
- 青い空 世界の若者 ジャンボリー
- ひまわりが 伸びて青空 支えおり



館 館 館 館 知 知 知 正 正 正 正 正 正  
 長 長 長 長 敏 敏 敏 敏 敏 敏 敏 敏 敏 敏

### ※永納山城跡国史跡指定10周年記念シンポジウム

- 日 時 9月26日(土) 13時開演(12時30分開場)
- 会 場 西条市中央公民館(西条市周布401-1)
- 内 容

#### 【第1部 記念講演会】

講師 苅谷 俊介氏 『神籠石系山城の源流を求めて』

#### 【第2部 パネルディスカッション】

コーディネーター 下條 信行氏(愛媛大学名誉教授)

パネリスト 亀田 修一氏(岡山理科大学教授)

白石 成二氏(元ソーシアル・リサーチ研究会代表)

訪問歯科診療 **お家に**  
**歯** 医者さんが 伺います

お気軽にお問い合わせください

たすかるね おやめね

病気等のため通院による治療が困難な患者様は、お申込みいただきましたら、ご自宅で治療が受けられます。

訪問診療には **健康保険 介護保険** が適用されます。  
お申し込み・お問い合わせは

西条市歯科医師会 在宅歯科医療連携室 **FAX0897-52-2021**  
東予周桑歯科医師会 在宅歯科医療連携室 **FAX050-3730-7202**

## 女性と人権

人はだれでも尊重され、それぞれにふさわしい環境の下で人間らしく生きる権利をもっています。性別に関係なく、すべての人に与えられた権利です。

男女平等の理念は、「憲法」に明記されています。

### 1 男女共同参画社会の実現

「男女雇用機会均等法改正1999年（平成11年）、2007年（平成19年）再改正」「男女共同参画社会基本法1999年（平成11年）」が施行され男女平等の原則が確立されています。このように、女性の人権問題の解決に向けて様々な法的整備が行われ、男女は平等であるべきだという考え方は広く浸透しています。

しかし、「男性は仕事」「女性は家庭」「育児や介護は女性の仕事」など男女の役割を固定的にとらえる人々の意識が社会に根強く残っている現実もあります。こうした意識が、家庭や職場において様々な差別を生む原因につながっています。

### 2 なくそう、セクシュアル・ハラスメント

都道府県労働局雇用均等室の是正指導（平成24・25年度）を見てみますと、相談内容別では、セクシュアル・ハラスメントに関する相談が圧倒的に多く半数以上を占めています。「セクシュアル・ハラスメント」は一言でいえば「性的嫌がらせ」になります。人の尊厳を無視した不快感を与える人権侵害です。（※男性に対しても、セクシュアル・ハラスメントはあります。）ある言動がセクシュアル・ハラスメントにあたるかどうかは、それを受けた人が「不快だ」と感じる性的な言動や振る舞い全てが、セクシュアル・ハラスメントに該当するということです。

#### ○ セクハラ具体例

- |  |                |
|--|----------------|
| ・女性には無理、男の仕事                             | ・若くて可愛い、美人は得だね |
| ・恋人はいるの                                  | ・そろそろ歳だね       |
| ・子どもはいつ生まれるの                             | ・人権を認めない呼び方    |
| ・酒の席でお酌を強要する                             | ・しつこく食事やデートに誘う |
| ・日常生活の中で挨拶代わりにのつもりで、手や腰等に触れる<br>(最も身近な例) |                |

### 3 ハラスメントの対処法

ハラスメントの対処として、一人で悩んだり、我慢したりしないで、はっきりと自分の意思を相手に伝えましょう。また、身近で信頼できる人に相談することも大切です。困難な場合は、関係機関の相談窓口を活用する方法などもあります。

西条市人権教育協議会・西条市教育委員会